

第24回

定時株主総会 招集ご通知

日 時 平成28年4月27日（水曜日）
午前10時

場 所 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2
県民共済プラザビル1階

議決権行使期限

平成28年4月26日（火曜日）
午後6時まで

目 次

第24回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
計算書類	18
監査報告書	30
株主総会参考書類	32
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	

株式会社ネオジャパン

証券コード：3921

証券コード 3921
平成28年4月11日

株主各位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー10階

株 式 会 社 ネ オ ジ ャ パ ン
代 表 取 締 役 齋 藤 晶 議

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年4月26日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年4月27日（水曜日） 午前10時00分
（受付開始時間は午前9時30分を予定しております。）
2. 場 所 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-8-2 県民共済プラザビル1階
県民共済みらいホール
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 第24期（平成27年2月1日から平成28年1月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
決 議 事 項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.neo.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

# 事業報告

〔自 平成27年 2 月 1 日〕  
〔至 平成28年 1 月31日〕

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和政策を背景に、円安・株高が進行し、企業収益や雇用環境の改善など、景気は回復基調で推移しました。しかしながら、原油価格の下落や海外情勢において不安が残る状態であり、先行きは不透明な状況となっております。

当社が属するソフトウェア業界におきましては、クラウドサービスの利用企業の割合が平成22年末の13.7%から平成26年末には38.7%に拡大するなどクラウドサービスの利用拡大が顕著となっております（「平成26年通信利用動向調査」、「平成22年通信利用動向調査」総務省）。グループウェアにつきましても、パッケージ市場は280億円（平成26年度）から280億円（平成31年度）と現状維持で推移することが予想されている一方で、クラウドサービスの市場規模は320億円（平成26年度）から635億円（平成31年度）と年率14.7%で拡大すると予測されており（「ソフトウェアビジネス新市場2015年版」株式会社富士キメラ総研）、今後も市場規模が成長することが見込まれております。

このような状況のなか、製品・サービス面におきましては、平成27年6月及び平成28年1月に主力製品であるdesknet's NEOのバージョンアップを実施いたしました。また、平成27年10月にソフトバンク株式会社に新製品として開発したビジネス向けチャットシステム「ChatLuck」のOEM提供を開始し、平成27年12月に自社オンプレミス製品（パッケージ製品）として販売を開始いたしました。

営業面におきましては、平成27年2月に「日経コンピュータ」誌（発行：株式会社日経BP）が公表した調査結果において5年連続でパートナー満足度第1位を獲得しておりますが、販売パートナーと更なる関係強化を図るべく平成27年4月に第1回ネオジャパンパートナーアワードを公表いたしました。また、CSタスクチームを組織し顧客満足度の改善に取り組んだ結果、平成27年8月に「日経コンピュータ」誌（発行：株式会社日経BP）が公表した調査結果において、顧客満足度第1位を獲得いたしました。

これらの結果、当事業年度におきましては、クラウドサービス、プロダクトともに堅調に推移したことにより、売上高は1,904,105千円（前事業年度比10.4%増）、営業利益は366,499千円（前事業年度比45.9%増）、経常利益は386,237千円（前事業年度比45.5%増）、当期純利益は246,250千円（前事業年度比42.7%増）となりました。

売上区分別の状況を示すと、以下のとおりであります。

| 部門       | 前事業年度<br>〔自 平成26年 2 月 1 日〕<br>〔至 平成27年 1 月31日〕 |            | 当事業年度<br>〔自 平成27年 2 月 1 日〕<br>〔至 平成28年 1 月31日〕 |            |            |
|----------|------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------|------------|------------|
|          | 売上高<br>(千円)                                    | 構成比<br>(%) | 売上高<br>(千円)                                    | 構成比<br>(%) | 増減率<br>(%) |
| クラウドサービス | 814,972                                        | 47.2       | 925,611                                        | 48.6       | 13.6       |
| プロダクト    | 881,465                                        | 51.1       | 937,380                                        | 49.2       | 6.3        |
| 技術開発     | 28,413                                         | 1.6        | 41,113                                         | 2.2        | 44.7       |
| 合計       | 1,724,851                                      | 100.0      | 1,904,105                                      | 100.0      | 10.4       |

① クラウドサービス

クラウドサービスにつきましては、desknet's クラウドの利用ユーザー数が順調に推移し同サービスの売上高は437,714千円（前事業年度比73.9%増）となりました。desknet's クラウドの前身サービスであるApplitusの利用ユーザー数は、desknet's クラウドへの乗り換えにより徐々に減少した結果、同サービスの売上高は104,411千円（前事業年度比25.0%減）となっております。

また、ASP事業者向けの売上高は、概ね前事業年度と同水準で推移し140,699千円（前事業年度比1.5%減）となりました。

これらの結果、クラウドサービス全体での売上高は925,611千円（前事業年度比13.6%増）となりました。

② プロダクト

小規模ユーザーにおけるクラウドサービス利用の拡大はプロダクトの売上を減少させる要因となっており、かつ、前事業年度は消費税増税の駆け込み需要があったと想定していたことから当事業年度における売上については、厳しい状況を想定しておりましたが、スモールライセンス（旧製品含む）につきましては、前事業年度実績を上回り90,594千円（前事業年度比7.5%増）となりました。

一方、大規模ユーザー向けのエンタープライズライセンス（旧製品含む）につきましては、官公庁・自治体向けの受注が好調に推移したことなどにより184,892千円（前事業年度比10.5%増）となりました。

また、desknet's NEO（旧製品を含む）のサポートサービスの売上高につきましては、堅調に推移し476,857千円（前事業年度比9.2%増）となりました。

これらの結果プロダクト全体での売上高は937,380千円（前事業年度比6.3%増）となりました。

### ③ 技術開発

技術開発につきましては、過年度に受託したソフトウェアの保守売上等により、売上高は41,113千円（前事業年度比44.7%増）となりました。

## (2) 対処すべき課題

インターネット・イントラネット関連技術は技術革新の進捗が早く、またそれに応じて業界標準及び利用者ニーズが急速に変化するなど当社の事業環境は日々変化しております。このような事業環境のなか、当社が継続的に事業規模を拡大させていくためには、下記の課題への対応が必要であると考えております。

### ① 技術者の確保

当業界において優秀な技術者を確保することは、企業の発展、成長に欠かせない要件となっております。当社においては、本人の意欲と適性を重視して、新卒採用による技術者の育成に注力してまいりました。今後も新卒採用により技術者を育成していくという方針は変わりませんが、新卒採用による技術者の確保が困難になっていくことが見込まれることから、今後は中途採用や第二新卒による採用などにより技術者を確保できるよう努めてまいります。

### ② 優秀な人材の確保

当社は、今後の更なる成長のために、優秀な人材の確保が不可欠であると認識しております。人材確保においては、技術者以外は即戦力となる中途採用を中心に行っておりますが、今後は採用後の教育・育成を前提とした新卒採用にも注力し、当社の求める資質を兼ね備えつつ、当社の企業風土にあった人材の登用に努めてまいります。

### ③ 新たな顧客を創造する新製品・サービスの開発・提供

スマートフォンやタブレットの普及拡大やクラウドコンピューティング市場の発展に伴い、それらの変化に対応した新製品・新サービス提供の重要性が高まっております。付加価値機能の追加など、既存製品・サービスを強化充実させるとともに、顧客ニーズを満たす新製品・新サービスを顧客が望む形態で利用できるように開発を推し進めてまいります。

④ サポートサービス、クラウドサービスの契約更新率の維持向上

当社の安定的な収益基盤となっているサポートサービス（プロダクト製品の保守契約）及びクラウドサービスにつきましては、当社製品・サービスが安定的かつ有効にご使用いただけるよう、バージョンアップ製品・サービスを提供するとともに、コールセンターを開設し使用上の障害発生時の問い合わせ対応を行っております。今後も継続的な製品・サービスのバージョンアップによる改善と、サポートスタッフの教育や問い合わせ対応情報の共有化により問題解決までの時間短縮に取り組んでまいります。このような取り組みによって、顧客満足度を高めサポートサービス、クラウドサービスの契約更新率の維持向上につなげてまいります。

⑤ 財務報告に係る内部統制の強化

当社が継続的に成長可能な企業体質を確立するため、財務報告に係る内部統制の強化が重要な課題と認識しております。業務の有効性及び効率性を高めるべく、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への適切な対応を推進してまいります。また、財務報告に係る内部統制が有効かつ適正に行われる体制の運用・評価を継続的に行うことで、経営の公正性・透明性の確保に努めるとともに、当社の業績管理体制を確立し、更なる内部統制の強化に努めてまいります。

**(3) 設備投資の状況**

当事業年度における設備投資の総額は169,152千円であり、販売目的ソフトの開発に関連して129,804千円投資を実施したことが主な内容であります。

**(4) 資金調達の状況**

平成27年11月27日の東京証券取引所マザーズ市場への上場に伴い、公募増資による新株発行（自己株式の処分含む）及び第三者割当増資（オーバーアロットメント）により総額381,524千円の資金調達を行いました。

## (5) 営業成績及び財産の状況の推移

| 区分                 | 第21期<br>(平成25年1月期) | 第22期<br>(平成26年1月期) | 第23期<br>(平成27年1月期) | 第24期<br>(平成28年1月期) |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 売上高 (千円)           | 1,450,759          | 1,552,235          | 1,724,851          | 1,904,105          |
| 経常利益 (千円)          | 161,800            | 211,800            | 265,378            | 386,237            |
| 当期純利益 (千円)         | 97,064             | 129,506            | 172,523            | 246,250            |
| 1株当たり<br>当期純利益 (円) | 32.26              | 43.04              | 57.34              | 79.81              |
| 総資産 (千円)           | 2,087,204          | 2,303,933          | 2,676,779          | 3,397,025          |
| 純資産 (千円)           | 1,534,181          | 1,655,660          | 1,877,200          | 2,536,172          |
| 1株当たり<br>純資産額 (円)  | 509.86             | 550.24             | 623.86             | 708.51             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき計算しております。
2. 第24期（当事業年度）の状況につきましては、「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 当社は、平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合、平成28年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第21期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

グループウェアを中心とするソフトウェアの開発、クラウドサービスの運営、ライセンス販売・カスタマイズ、保守及びコンサルティング等

**(8) 主要な営業所**

本社 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号  
横浜ランドマークタワー10階

**(9) 従業員の状況**

| 従業員数     | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|----------|--------|-------|--------|
| 81 (8) 名 | 8 名増   | 35.0歳 | 8.5年   |

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員等の社内外注人員を含んでおります。）は、最近一年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

**(10) 主要な借入先の状況**

記載すべき事項はありません。

**(11) その他会社の現況に関する重要な事項**

当社は、平成27年11月27日に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場いたしました。

## 2. 会社の株式に関する事項

### (1) 株式に関する事項（平成28年1月31日現在）

- |              |            |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数   | 3,200,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 1,193,200株 |
| ③ 株主数        | 777名       |
| ④ 大株主（上位10名） |            |

| 株主名               | 当社への出資状況 |        |
|-------------------|----------|--------|
|                   | 持株数      | 持株比率   |
| 齋藤 晶議（戸籍名：齋藤 章浩）  | 464,000株 | 38.88% |
| 大坪 慶穰（戸籍名：大坪 克也）  | 210,000株 | 17.59% |
| 松倉 二美             | 92,000株  | 7.71%  |
| 株式会社プロシードゥス       | 75,000株  | 6.28%  |
| 日本証券金融株式会社        | 38,900株  | 3.26%  |
| ビットアイル・エクイニクス株式会社 | 22,000株  | 1.84%  |
| ネオジャパン従業員持株会      | 16,300株  | 1.36%  |
| 後藤 健              | 16,000株  | 1.34%  |
| 大神田 守             | 14,000株  | 1.17%  |
| 野村證券株式会社          | 12,200株  | 1.02%  |

#### ⑤ その他株式に関する重要な事項

当社は、平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、同日付をもって発行済株式総数は1,035,795株増加し、1,041,000株となりました。また、当該株式分割に伴い、平成27年9月8日付で発行可能株式総数が3,184,000株増加し、3,200,000株となりました。

当社は、平成27年11月27日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したことに伴う、公募増資及び第三者割当増資（オーバーアロットメント）により、発行済株式総数が105,000株増加し1,146,000株となりました。

上記のほか、平成28年1月に行われた新株予約権の行使により、発行済株式総数が47,200株増加し1,193,200株となりました。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年1月31日現在）

#### （1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                 | 第1回新株予約権     | 第2回新株予約権     | 第3回新株予約権    |
|-----------------|--------------|--------------|-------------|
| 株主総会決議の日        | 平成19年1月16日   | 平成20年1月28日   | 平成27年9月29日  |
| 発行決議の日          | 平成19年1月16日   | 平成20年1月28日   | 平成27年9月29日  |
| 新株予約権等の数        | 75個          | 200個         | 37個         |
| 目的となる株式の種類及び数   | 普通株式 15,000株 | 普通株式 40,000株 | 普通株式 3,700株 |
| 新株予約権等の払込金額     | 無償           | 無償           | 無償          |
| 権利行使時の1株当たり払込金額 | 1,000円       | 1,150円       | 1,955円      |
| 行使の条件           | (注) 2        | (注) 4        | (注) 6       |
| 役員 の 保 有 状 況    | (注) 3        | (注) 5        | (注) 7       |

（注）1. 当社は、平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。これにより、「目的となる株式の数」及び「権利行使時の1株当たり払込金額」が調整されております。

2. 第1回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- 1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（執行役員を含む）の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間は権利行使をなし得るものとする。
- 2) 新株予約権の相続は認めないものとする。
- 3) 新株予約権1個を分割して行使することはできないものとする。
- 4) 新株予約権者は、当社の株式がいずれかの金融商品取引所に上場されている場合に限り新株予約権を行使できるものとする。
- 5) 新株予約権の譲渡または新株予約権に担保設定をしてはならないものとする。
- 6) 新株予約権者が下記の条件を満たした場合、新株予約権を行使できないものとする。
  - ア. 禁固以上の刑に処せられた場合
  - イ. 戒告以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
  - ウ. 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
  - エ. 当社に対して、当社所定の書面により本新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
  - オ. 新株予約権者に法令または社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知した場合

### 3. 第1回新株予約権について、役員の保有状況は以下のとおりであります。

| 区 分                 | 新 株 予 約 権 の 数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保 有 者 数 |
|---------------------|---------------|---------------|---------|
| 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 25個           | 普通株式 5,000株   | 1名      |

### 4. 第2回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- 1) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の取締役、監査役及び従業員（執行役員を含む）の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職、任期満了による退任、業務上の疾病に起因する退任・退職及び転籍その他正当な理由の存する場合は、取締役会の承認を条件に、地位喪失後6ヶ月間（ただし、権利行使期間内に限る）は権利行使をなし得るものとする。
- 2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- 3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

### 5. 第2回新株予約権について、役員の保有状況は以下のとおりであります。

| 区 分                 | 新 株 予 約 権 の 数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保 有 者 数 |
|---------------------|---------------|---------------|---------|
| 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 60個           | 普通株式 12,000株  | 3名      |

### 6. 第3回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- 1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

### 7. 第3回新株予約権について、役員の保有状況は以下のとおりであります。

| 区 分                 | 新 株 予 約 権 の 数 | 目的となる株式の種類及び数 | 保 有 者 数 |
|---------------------|---------------|---------------|---------|
| 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 30個           | 普通株式 3,000株   | 2名      |
| 社 外 取 締 役           | 1個            | 普通株式 100株     | 1名      |
| 監 査 役               | 6個            | 普通株式 600株     | 3名      |

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
|                 | 第 3 回 新 株 予 約 権 |
| 株 主 総 会 決 議 の 日 | 平成27年9月29日      |
| 発 行 決 議 の 日     | 平成27年9月29日      |
| 新 株 予 約 権 等 の 数 | 123個            |
| 目的となる株式の種類及び数   | 普通株式 12,300株    |
| 新株予約権等の払込金額     | 無償              |
| 権利行使時の1株当たり払込金額 | 1,955円          |
| 行 使 の 条 件       | (注) 1           |
| 使用人等への交付状況      | (注) 2           |

(注) 1. 第3回新株予約権の行使条件は以下のとおりであります。

- 1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- 2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

2. 使用人等への交付状況は、以下のとおりであります。

| 区 分       | 新 株 予 約 権 の 数 | 目的となる株式の種類及び数 | 交 付 者 数 |
|-----------|---------------|---------------|---------|
| 当 社 使 用 人 | 123個          | 普通株式 12,300株  | 78名     |

## (3) その他新株予約権等に関する重要事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成28年1月31日現在）

| 地位      | 氏名                    | 担当及び重要な兼職の状況            |
|---------|-----------------------|-------------------------|
| 代表取締役社長 | 齋藤 晶 議<br>(戸籍名：齋藤 章浩) | 株式会社プロシードゥス 代表取締役       |
| 専務取締役   | 大坪 慶 穰<br>(戸籍名：大坪 克也) | 管理部 部長                  |
| 取締役     | 大神田 守                 | プロダクト事業本部長兼ソリューション営業部部长 |
| 取締役     | 小沼 尚 夫<br>(戸籍名：小沼 久夫) | マーケティング統括部 部長           |
| 取締役     | 尾崎 博 史                | 尾崎博史税理士事務所 所長（税理士）      |
| 監査役     | 松 尾 勤                 | 常勤監査役                   |
| 監査役     | 藤 井 正 夫               | 岩田合同法律事務所 パートナー（弁護士）    |
| 監査役     | 岩 崎 俊 男               | 株式会社箱根カントリー倶楽部 代表取締役    |

- (注) 1. 取締役尾崎博史氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役松尾勤氏、藤井正夫氏、岩崎俊男氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役松尾勤氏及び岩崎俊男氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は、尾崎博史氏、松尾勤氏、藤井正夫氏及び岩崎俊男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。  
5. 平成27年9月29日開催の臨時株主総会において、当社株式の譲渡制限の廃止を決議し、同日をもって、取締役及び監査役全員の任期満了となることに伴い、上記取締役及び監査役全員が選任され、同日付でそれぞれ就任いたしました。

### (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区分               | 支給人員       | 支給額                    | 摘要                                          |
|------------------|------------|------------------------|---------------------------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(1名) | 163,091千円<br>(1,400千円) | 平成16年4月28日の臨時株主総会決議による<br>報酬限度額 年額200,000千円 |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 9,406千円<br>(9,406千円)   | 平成16年4月28日の臨時株主総会決議による<br>報酬限度額 年額30,000千円  |

### (3) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社の関係

| 氏名      | 区分    | 兼職先・兼職内容                 | 兼職先と当社の関係          |
|---------|-------|--------------------------|--------------------|
| 尾 崎 博 史 | 社外取締役 | 尾崎博史税理士事務所<br>所長（税理士）    | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 藤 井 正 夫 | 社外監査役 | 岩田合同法律事務所（弁<br>護士） パートナー | 重要な取引その他の関係はありません。 |
| 岩 崎 俊 男 | 社外監査役 | 株式会社箱根カントリー<br>倶楽部 代表取締役 | 重要な取引その他の関係はありません。 |

#### ② 当事業年度における主な活動内容

| 区分    | 氏名      | 主な活動状況                                                                         |
|-------|---------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 尾 崎 博 史 | 取締役役に就任後、当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、主に税理士としての豊富な経験から議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。     |
| 常勤監査役 | 松 尾 勤   | 当事業年度に開催された取締役会22回、監査役会16回すべてに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき常勤監査役として発言を適宜行っております。          |
| 監 査 役 | 藤 井 正 夫 | 当事業年度に開催された取締役会22回中21回、監査役会16回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。           |
| 監 査 役 | 岩 崎 俊 男 | 監査役就任後、当事業年度に開催された取締役会18回、監査役会16回すべてに出席し、豊富な経験と高い見識に基づき議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                  | 報酬等の額    |
|----------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額              | 19,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額 | 20,700千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、監査計画における監査内容・監査日数・配員体制、報酬見積りの計算根拠、会計監査人の職務遂行状況などを勘案し、検討した結果、当事業年度の会計監査人の報酬等の額について同意の決議をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務であるコンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当するものと判断される場合、監査役会で審議し監査役全員の同意によって監査役会が会計監査人を解任する方針であります。会計監査人を解任した場合は、監査役会で選定した監査役がその旨及び理由を解任後最初に開催する株主総会において報告する方針であります。

また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する状況等を勘案し、必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議する方針であります。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、牽制機能の強化を期待して社外取締役を含む取締役で構成し、取締役会規則に基づき法令等に定める重要事項の決定を行うとともに取締役等の適正な職務執行が図れるよう監督する。
- ② 監査役は法令に定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査する。
- ③ 使用人の職務の効率性と適切な執行を確保するために定めた職務分掌と決裁権限の遵守を徹底するよう社内教育を実施する。また、定期的な内部監査を実施してコンプライアンスの状況を確認するとともに、コンプライアンスの重要性についての社内啓蒙を実施する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に関する情報は、法令及び社内規程である文書管理規程、情報セキュリティに関する規程等に基づき、文書もしくは電子ファイルにより適切に記録、保存、保管する。
- ② 取締役及び監査役がこれらの文書等を必要に応じて閲覧できるものとする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社が認識するリスクを適切に管理し危険を防止するため「内部監査規程」に基づき内部監査担当が内部監査を実施し、対応が必要なリスク要因について適時に代表取締役に報告する。
- ② 取締役会は、リスクを低減させるため社内規程の整備その他の対応を行い、また、不測の事態が発生した場合には、迅速かつ組織的な対応により被害を最小限度に抑えるための体制を整える。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、業務分掌規程及び決裁権限基準により、職務分掌及び職務権限・責任を明確にするとともに、取締役会規則、稟議規程等によって意思決定のルールを整備し、適正かつ効率的に業務が遂行される体制を整備する。
- ② 取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。
- ③ 中期経営計画及び年度予算を設定し、実績との比較を実施することによって業務の実績管理を行う。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社またはグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制を整備する。
- ② グループ会社に取り締役または監査役を派遣し、当社グループ全体のリスクの抑止を図る体制を整備する。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の指示に基づく職務に関して、取締役の指揮命令から独立してこれを遂行する。
- ③ 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動及び評価については、監査役の同意を得て実施する。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人が会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実や重要事項、法令違反等を発見、あるいは知り得た場合は、直ちに監査役へ報告するものとする。
- ② 常勤監査役は取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人に対し書類の提出や説明を求めるものとする。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は内部監査担当者との定期的な情報交換を行うとともに、代表取締役社長、及び監査法人と必要に応じて意見交換会を開催する。
- ② 監査役が必要と認めるときは、弁護士や公認会計士等の専門家の意見を聴取できるようにする。

### **(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況**

- ① 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。
- ② 取引先が反社会的勢力と関わる個人、企業、団体等であることが判明した場合には取引を解消する。
- ③ 管理部を反社会的勢力対応部署と位置づけ、情報の一元管理・蓄積を図るとともに、都道府県暴力追放運動推進センター等外部専門機関との連携、情報収集を図れる体制を整備する。

### **(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度における内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行について  
当事業年度において、取締役会を22回開催しており、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合するよう監督いたしました。
- ② 監査役の職務の執行について  
当事業年度において、監査役会を16回開催しており、経営の妥当性、効率性、コンプライアンスに関して幅広く審議検討し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。また、常勤監査役は重要な会議に出席し、業務執行の状況を把握することで監査の実効性の向上を図っております。  
上記のほか、監査役の職務を補助すべき使用人の設置、監査役への報告義務及び報告者の不利な取扱いの禁止等を規定し、周知することで監査体制強化に努めております。
- ③ コンプライアンス体制について  
内部通報窓口を社外監査役及び外部弁護士に設置しております。当事業年度において、内部通報の実績はありませんでした。

~~~~~  
(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年1月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,406,557	流 動 負 債	646,779
現金及び預金	2,175,210	買掛金	23,287
売掛金	150,989	未払金	162,367
有価証券	15,911	未払費用	18,036
仕掛品	4,672	未払法人税等	53,068
貯蔵品	6,030	前受金	1,541
前渡金	199	預り金	20,184
前払費用	26,488	前受収益	341,014
繰延税金資産	13,923	賞与引当金	13,807
その他の	14,027	その他の	13,472
貸倒引当金	△896	固 定 負 債	214,073
固 定 資 産	990,468	退職給付引当金	96,357
有 形 固 定 資 産	38,264	長期前受収益	117,715
建物	20,174		
車両運搬具	6,753	負 債 合 計	860,853
工具、器具及び備品	11,336	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	105,236	株 主 資 本	2,497,191
商標権	35	資 本 金	264,910
ソフトウェア	83,081	資 本 剰 余 金	301,194
ソフトウェア仮勘定	21,442	資本準備金	254,910
その他の	677	その他資本剰余金	46,284
投 資 そ の 他 の 資 産	846,967	利 益 剰 余 金	1,931,087
投資有価証券	661,260	その他利益剰余金	1,931,087
破産更生債権等	148	繰越利益剰余金	1,931,087
長期前払費用	6,040	評 価 ・ 換 算 差 額 等	38,980
繰延税金資産	39,025	その他有価証券評価差額金	38,980
その他の	140,640		
貸倒引当金	△148	純 資 産 合 計	2,536,172
資 産 合 計	3,397,025	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,397,025

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔平成27年 2 月 1 日から〕
〔平成28年 1 月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,904,105
売 上 原 価		450,239
売 上 総 利 益		1,453,865
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,087,365
営 業 利 益		366,499
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	346	
有 価 証 券 利 息	18,607	
保 険 解 約 返 戻 金	7,965	
そ の 他	4,056	30,975
営 業 外 費 用		
株 式 公 開 費 用	11,204	
為 替 差 損	33	11,238
経 常 利 益		386,237
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	907	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	873	1,780
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	132	132
税 引 前 当 期 純 利 益		387,885
法人税、住民税及び事業税	111,702	
法 人 税 等 調 整 額	29,931	141,634
当 期 純 利 益		246,250

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔平成27年 2 月 1 日から
平成28年 1 月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当期首残高	99,050	89,050	－	89,050	1,701,888	1,701,888
当期変動額						
新株の発行	165,860	165,860	－	165,860	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△17,051	△17,051
当期純利益	－	－	－	－	246,250	246,250
自己株式の処分	－	－	46,284	46,284	－	－
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
当期変動額合計	165,860	165,860	46,284	212,144	229,199	229,199
当期末残高	264,910	254,910	46,284	301,194	1,931,087	1,931,087

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△55,100	1,834,888	42,311	42,311	1,877,200
当期変動額					
新株の発行	－	331,720	－	－	331,720
剰余金の配当	－	△17,051	－	－	△17,051
当期純利益	－	246,250	－	－	246,250
自己株式の処分	55,100	101,384	－	－	101,384
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	－	－	△3,331	△3,331	△3,331
当期変動額合計	55,100	662,303	△3,331	△3,331	658,972
当期末残高	－	2,497,191	38,980	38,980	2,536,172

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの : 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの : 移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

仕掛品 : 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 : 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～50年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 4～15年

(2) 無形固定資産 定額法

① 市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（12ヶ月）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売可能期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

② 自社利用のソフトウェア

見込利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- (2) 賞与引当金 : 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の請負契約及び重要性が低い請負契約については工事完成基準を適用しております。

5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 227,413千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	5,205	1,187,995	—	1,193,200

(変動事由の概要)

株式分割による増加	1,035,795株
公募による新株式の発行による増加	72,000株
有償第三者割当増資による新株式の発行による増加	33,000株
新株予約権の行使による増加	47,200株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	190	37,810	38,000	—

(変動事由の概要)

株式分割による増加	37,810株
公募による自己株式の処分による減少	38,000株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年4月28日 定時株主総会	普通株式	17,051	3,400	平成27年1月31日	平成27年4月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年4月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	28,636	24	平成28年1月31日	平成28年4月28日

4. 当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

発行年月日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成19年1月16日	普通株式	17,600株
平成20年1月28日	普通株式	19,800株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	4,157千円
賞与引当金	4,487千円
未払費用	4,866千円
退職給付引当金	30,545千円
減価償却超過額	26,399千円
投資有価証券評価損	5,123千円
その他	618千円
繰延税金資産小計	76,198千円
評価性引当額	△5,123千円
繰延税金資産合計	71,074千円

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△18,126千円
繰延税金負債合計	△18,126千円
繰延税金資産純額	52,948千円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等が変更されることになりました。また、当事業年度において当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の36.5%から平成28年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.5%に、平成29年2月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については31.7%になります。この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は、7,547千円減少し、法人税等調整額が10,271千円、その他有価証券評価差額金が2,723千円増加しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、設備投資を含む必要資金について、営業活動による自己資金及び随時の銀行借入等により調達することとしております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用することとしており、投機的なデリバティブは一切行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は外貨建MMFであり安全性と流動性の高い金融商品であります。為替変動のリスクに晒されております。投資有価証券は、主に市場価格を有する社債で、市場価格の変動リスク及び為替変動のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、預り金は、短期的に決済されるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当該リスクに関しては、取引先ごとに与信管理を徹底し、回収期日や残高を定期的に管理することで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（市場価格の変動リスク）の管理

当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで減損懸念の早期把握や軽減を図っております。また、外貨建社債の為替リスクにつきましては、定期的に為替変動による影響額をモニタリングしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち24%が大口顧客2社に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	2,175,210	2,175,210	—
(2) 売掛金	150,989		
貸倒引当金 ^(※)	△896		
	150,093	150,093	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	673,335	673,335	—
(4) 破産更生債権等	148		
貸倒引当金 ^(※)	△148		
	—	—	—
資産計	2,998,639	2,998,639	—
(1) 買掛金	23,287	23,287	—
(2) 未払金	162,367	162,367	—
(3) 未払法人税等	53,068	53,068	—
(4) 預り金	20,184	20,184	—
負債計	258,907	258,907	—

（※） 売掛金及び破産更生債権等に対応して計上している貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。ただし、MMFは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

回収見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	3,836

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員及び主要株主（個人に限る）等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	齋藤 晶議 (戸籍名： 齋藤 章浩)	(被所有) 直接 38.9	当社 代表取締役	ストックオプションの権利行使 (注) 1	27,600	—	—
役員	大坪 慶穰 (戸籍名： 大坪 克也)	(被所有) 直接 17.6	当社 専務取締役	ストックオプションの権利行使 (注) 1、2	10,600	—	—

(注) 1. 平成20年1月28日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき付与された第2回新株予約権のうち当事業年度における権利行使を記載しております。

2. 平成19年1月16日開催の臨時株主総会及び同日開催の取締役会決議に基づき付与された第1回新株予約権のうち当事業年度における権利行使を記載しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 708円51銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 79円81銭 |

(注) 当社は、平成27年9月8日付で普通株式1株につき200株の割合、平成28年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)**(株式分割)**

当社は、平成28年1月13日開催の取締役会決議に基づき、平成28年2月1日付をもって株式分割を実施いたしました。

1. 株式分割の目的

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要**(1) 分割の方法**

平成28年1月31日（日）（実質上1月29日（金））を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有する普通株式1株につき3株の割合をもって分割いたしました。

(2) 分割により増加した株式数

株式分割前の発行済株式総数	1,193,200株
今回の分割により増加した株式数	2,386,400株
株式分割後の発行済株式総数	3,579,600株
株式分割後の発行可能株式総数	9,600,000株

(3) 分割の効力発生日

平成28年2月1日

(4) 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成28年2月1日以降、新株予約権の目的となる株式の数と1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

	調整前行使価格	調整後行使価格
第1回新株予約権	1,000円	334円
第2回新株予約権	1,150円	384円
第3回新株予約権	1,955円	652円

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年3月11日

株式会社ネオジャパン
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 哲也 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 貝塚 真聡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ネオジャパンの平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月1日から平成28年1月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果
 - (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月18日

株式会社ネオジャパン 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	松 尾 勤	㊞
社外監査役	藤 井 正 夫	㊞
社外監査役	岩 崎 俊 男	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期にわたる安定的な経営基盤の確保や将来の事業拡大のために必要な内部留保の充実を図りつつ、配当の安定性・継続性を考慮のうえ、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、配当性向10%を目安に、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金24円 総額28,636,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年4月28日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

法令で定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第33条（監査役の選任） （条文省略） 2 （条文省略） （新 設） （新 設）	第33条（監査役の選任） （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 <u>当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令の定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> 4 <u>前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
第34条（監査役の任期） （条文省略） 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 （新 設）	第34条（監査役の任期） （現行どおり） （削 除） 2 <u>前条第3項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできない。</u>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

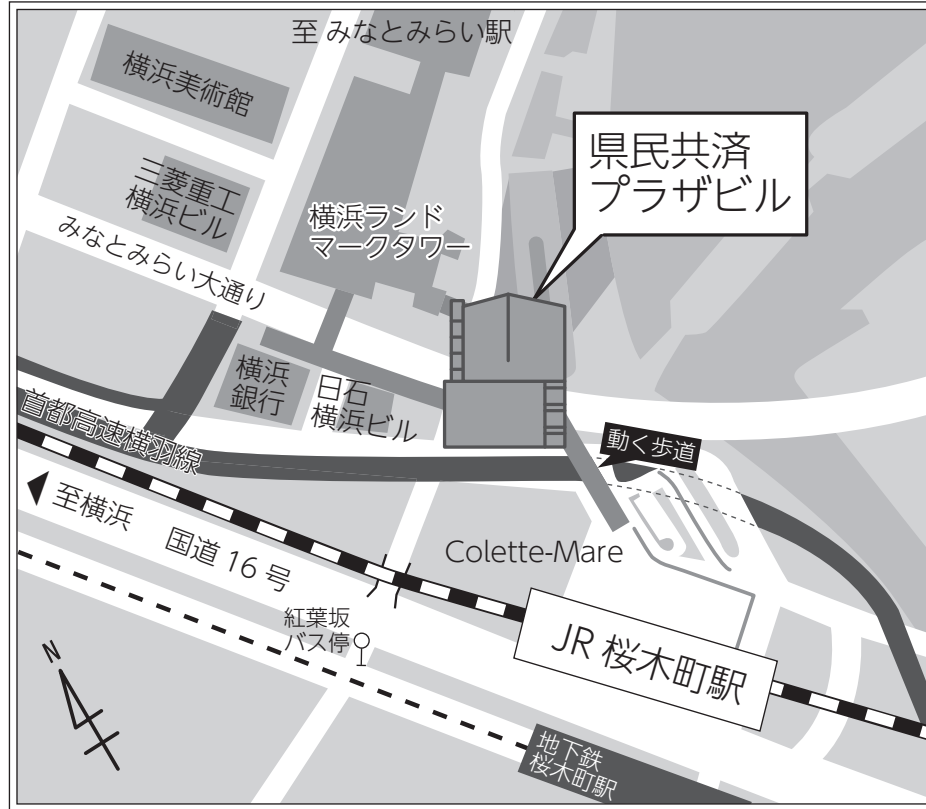
補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位	所有する当 社株式の数
しんどう なおしげ 進 藤 直 滋 (昭和23年1月31日生)	昭和50年8月 監査法人中央会計事務所入所 昭和54年3月 公認会計士登録 昭和63年6月 監査法人中央会計事務所代表社員 平成17年3月 税理士登録 平成19年7月 監査法人A & Aパートナーズ パートナー 平成24年9月 監査法人A & Aパートナーズ 統括代表社員 (重要な兼職の状況) 公認会計士・税理士 日本ケミファ株式会社 社外監査役(現任) テンプホールディングス株式会社 社外監査役(現任)	株 一

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 進藤直滋氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 進藤直滋氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として培われた高度な専門的知識・経験を有しており、この社外の経験を当社の監査に活かしていただきたいため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 進藤直滋氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金100万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



会場： 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-8-2 県民共済プラザビル 1 階
『県民共済みらいホール』 電話 (045) 201-3080

交通： J R 根岸線「桜木町」駅下車 徒歩約 3 分
横浜市営地下鉄ブルーライン「桜木町（県民共済プラザ前）」駅下車
J R 根岸線方面（北 1 出口）徒歩約 7 分

※なお、駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください
ますようお願い申し上げます。